

告示

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十七年十月二十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第三号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

一般国道四〇七号改築工事（埼玉県東松山市大字下野本字久保原地内から同市大字下野本字後拝地内まで）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県東松山市大字下野本字下野本

地番 六八四番一

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 登記簿 千二十四平方メートル

実測 千十六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 二百三十七・六七平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 柴生田 夏吉

住所 埼玉県東松山市大字下野本七一九番地

ただし、同人は平成二年二月二十六日死亡

法定相続人

氏名 伊藤 絹子（持分六四分の八）

住所 神奈川県横浜市西区戸部町五丁目二〇一番地

氏名 柴生田 光政（持分六四の八）

住所 埼玉県東松山市御茶山町五番地一七

氏名 柴生田 民子（持分六四の二）

住所 埼玉県東松山市大字下野本六八四番地三

氏名 岩口 由美（持分六四分の三）

住 所 埼玉県東松山市大字柏崎八六八番地一六
氏 名 田 嶋 聖 恵（持分六四分の三）
住 所 埼玉県東松山市御茶山町二三番地二
氏 名 柳 澤 良 子（持分六四分の八）
住 所 埼玉県東松山市材木町一四番地一八号
氏 名 堀 節 子（持分六四分の八）
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目二〇番地四
氏 名 柴生田 茂（持分六四分の八）
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九番地三
氏 名 柴生田 多恵子（持分六四分の八）
住 所 埼玉県東松山市元宿一丁目三九番地三
氏 名 柴生田 実（持分六四分の八）
住 所 埼玉県東松山市大字下野本七一九番地一

ただし、持分については法定相続割合である。

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏 名 埼玉中央農業協同組合

代表理事 利根川 洋 治

住 所 埼玉県東松山市加美町一番二〇号

権利の種類 根抵当権